

# かすみがうら市備蓄計画

(令和5年7月)

**[令和8年4月改定版]**

かすみがうら市

# 目次

1	はじめに	.....
2	公的備蓄	.....
	（1）対象者	.....
	（2）備蓄品目の選び方	.....
	（3）目標数	.....
	（4）備蓄物資の整備	.....
3	市民・自主防災組織事業所等による備蓄	.....
	（1）市民による備蓄	.....
	（2）自主防災組織による備蓄	.....
	（3）事業所等における備蓄	.....
4	協定による物資の調達	.....
5	備蓄倉庫	.....
	（1）備蓄方法	.....
	（2）備蓄倉庫の整備計画	.....

## 1 はじめに

かすみがうら市では、従来から大規模災害に備えて、飲料水、食糧、生活必需品等（以下、「食糧等」という。）の物資を一定量備蓄してきたところである。また、多数の災害時応援協定を締結し、物資の確保に努めてきたところである。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では物資の調達や輸送が平時のように実施できず、深刻な物資不足等の課題が浮き彫りとなり、かすみがうら市においても、このような事態への対応策が喫緊の課題となった。

これを受けて、かすみがうら市では、主に千代田庁舎、霞ヶ浦コミュニティセンター（旧あじさい館）、水道事務所に飲料水、食糧を、学校等の防災倉庫には資機材等を備蓄して、自主防災組織に対しては防災資機材等の整備を支援するなど、防災力の向上に努めてきたところであるが、災害対策基本法及びかすみがうら市地域防災計画に基づき、今後の備蓄の基本的な方針、備蓄品目及び備蓄数量等の見直しを行い、このたび、「かすみがうら市備蓄計画」を策定するものである。

基本的な考え方として、第一に「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本であり、**市民・事業所においては、3日分の食糧等に加え、日用品をある程度買い置きしておくことを原則**とし、これを推進する。

また、「自らの地域はみんなで守る」という共助の立場から行政区等を単位として組織する自主防災組織に対しては補助金を交付し、適切な品目を備蓄するよう促す。

市における備蓄（以下「公的備蓄」という。）及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資を補完する目的で行われるものであるが、家屋の倒壊等による避難者に対し一定量の食糧等の備蓄を行うものとし、民間事業者及び他自治体と事前に協定を締結し、災害時に必要な物資（以下、「流通備蓄」という。）を速やかに調達できる体制を整えることとする。

また、本計画の作成にあたって、東日本大震災の経験から、道路寸断等により物流が機能せず発災後3日間は被災地外からの支援が得られないことが考えられるため、この3日間においては流通備蓄、他自治体の応援を含む救援物資はないものとし、発災4日目以降から流通備蓄、救援物資により食糧等を全量調達することを想定した。

最後に、本計画は想定や社会情勢の変化等により適宜修正していくものとする。

## 2 公的備蓄

この項目では、公的備蓄の品目、目標数の算出、令和15年度末まで（計画期間：10年間）の整備状況について記述する。

### (1) 対象者

平成30年12月の茨城県地震被害想定調査報告書で示された「茨城県南部地域で発生するM7クラスの地震（M7.3）」で想定されている、3日間（発災初日、発災後2日目、発災後3日目）の最大避難者数4,000人に対し、食糧等を備蓄する。

### (2) 備蓄品目の選び方

高齢者や障がい者等の要配慮者や女性に配慮して、主に以下の考え方で品目を選定するものとする。

#### ア 食糧及び飲料水

調理不要食、アレルギー対応食、要配慮者対応食（粉・液体ミルク）、飲料水等

#### イ 生活必需品

毛布、携帯トイレ、乳幼児おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品、マスク、消毒液等

#### ウ 資機材

避難所運営に係るもの又は自助・共助で備蓄することが困難なもののうち発災後3日以内に必要な資機材（パーティションテント等）

### (3) 目標数

上記対象者と備蓄品目を踏まえて、茨城県が作成した「備蓄品目及び備蓄目標数量の考え方について」に基づいて、具体的な備蓄品目とその目標数を算出した。

#### ○備蓄目標数量の考え方

品目	考え方
食料	想定避難者（3日間累計避難者数）×1日1人3食×1.2 1.2：阪神・淡路大震災の事例に基づき、避難所避難者以外の食料需要を想定した係数（「南海トラフ巨大地震の被害想定項目及び手法の概要」（平成25年3月中央防災会議）と同様の手法）
飲料水	食料と併せて供与することを想定、1食あたり1リットル
毛布	想定避難者（発災初日における避難者数）×1人2枚
携帯トイレ	想定避難者×上水道支障率（≒避難所のトイレ不能率）×1日1人5回 上水道支障率：1日目（0.88）2日目（0.60）3日目（0.55）
粉・液体ミルク	想定避難者×0歳人口比率（0.008）×1日1人140g（1リットル）
使い捨て哺乳瓶	想定避難者×0歳人口比率（0.008）×1日1人5本
乳児・小児用おむつ	想定避難者×0～2歳人口比率（0.025）×1日1人8枚
大人用おむつ	想定避難者×0.005（要介護の高齢者を想定した係数）×1日1人8枚
トイレトーパー	想定避難者×1日1人0.18巻 0.18：経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計により、中央防災会議が試算した係数
生理用品	想定避難者×12～51歳女性人口比率（0.227）×1/4×1週間1人30枚×1/7 1/4：生理期間を4週に1回と想定した係数、12～51歳女性人口の4人に1人が生理期間中に被災する想定） 1/7：生理期間における1日あたりの必要量を求めるための係数
マスク	想定避難者×1日1人2枚
消毒液	指定避難所（県内約1,600箇所）一施設あたり2つ
パーテーション テント	1世帯あたり1張の使用を想定 ・想定避難者103,000人÷2.42（令和2年4月1日現在茨城県世帯あたり人員）≒42,000世帯（想定避難世帯）

## ア 食糧・飲料水

品目	対象	算出式	目標数
食料 アルファ米 クラッカー	3歳以上～74歳以下	3日間累計避難者数 4,000人×1日1人3食 ×1.2	14,400食
粉・液体ミ ルク	0歳	想定避難者数 4,000人× 0歳人口比率 (0.008) × 1日1人140g (1リット ル)	4,480g
飲料水	全員	3日間累計避難者数 4000 人×1日1人3L×1.2	14,400 L

## イ 生活必需品

品目	対象	算出式	目標数
毛布	全員	想定避難者数 (発災初日 における避難者数) 1,400人×1人2枚	2,800枚
生理用品	12～51歳女性の 25%	想定避難者数4,000人× 12～51歳女性人口比率 (0.227) ×1/4×1週間 1人30枚×1/7	973枚
使い捨て哺 乳瓶	0歳	想定避難者数4,000人×0 歳人口比率 (0.008) ×1 日1人5本	160個
乳児・小児 用おむつ	0～2歳	想定避難者数4,000人×0 ～2歳人口比率 (0.025) ×1日1人8枚	800枚
大人用おむ つ	要介護の高齢者	想定避難者数4,000人× 0.005 (要介護の高齢者 を想定した係数) ×1日1 人8枚	160枚
簡易トイレ (インスタ ントイレ)	全員	26 (避難所数) ×2台	52台
携帯トイレ (処理セッ ト)		[想定避難者数 (1日 目) ×上水道支障率 (1 日目) +想定避難者数 (2日目) ×上水道支障 率 (2日目) +想定避難 者数 (3日目) ×上水道	13,635回

		支障率（3日目）] ×1日 1人5回  想定避難者数：1日目 （1,400人）、2日目 （1,300人）、3日目 （1,300人）  上下水道支障率（≒避難 所のトイレ不能率）：1 日目（0.88）、2日目 （0.6）、3日目 （0.55）	
トイレト ペーパー	全員	想定避難者数4,000人×1 日1人0.18巻  0.18：経済産業省生産動 態統計年報による販売量 及び総務省人口推計によ り、中央防災会議が試算 した係数	720巻
マスク	全員	想定避難者数4,000人×1 日1人2枚	8,000枚
消毒液	全員	指定避難所一施設あたり 2つ	52個

## ウ 資機材

品目	対象	算出式	目標数
パーテーシ ョンテント	全員	1世帯あたり1張の使用を 想定 想定避難者数（発災初日 における避難者数） 1,400人÷2.42（令和2 年4月1日現在茨城県世帯 あたり人員）≒579	579張

以下の避難所及び福祉避難所等（25施設）を対象とし、主要な品目について記載する。

※福祉避難所：高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等のための配慮がされた避難所

【資器材の保管場所】

①千代田庁舎(防災倉庫・地下倉庫)、②霞ヶ浦庁舎(防災倉庫)、③千代田義務教育学校(防災倉庫・防災コンテナ)、④霞ヶ浦コミュニティセンター（防災コンテナ・館内・車庫）、⑤やまゆり館(防災倉庫・防災コンテナ)、⑥下稲吉コミュニティセンター（防災コンテナ・館内）、⑦ウエルネスプラザ(防災倉庫・防災コンテナ・体育館)、⑧千代田コミュニティセンター(防災倉庫・体育館)、⑨新治児童館(館内)、⑩旧上佐谷小学校(防災倉庫・体育館)、⑪旧七会小学校(防災倉庫)、⑫下稲吉小学校(防災倉庫・防災コンテナ)、⑬下稲吉中学校(防災倉庫・新体育館防災倉庫)、⑭下稲吉東小学校(防災倉庫・防災コンテナ)、⑮霞ヶ浦南小学校(防災倉庫・防災コンテナ)、⑯霞ヶ浦中学校(防災倉庫・防災コンテナ)、⑰霞ヶ浦北小学校(防災倉庫・防災コンテナ)、⑱志土庫コミュニティステーション(防災倉庫)、⑲わかぐり運動公園(防災倉庫・防災コンテナ)、⑳牛渡コミュニティステーション(防災コンテナ・館内)、㉑安飾コミュニティステーション(防災コンテナ・館内)、㉒下大津コミュニティステーション(防災倉庫・防災コンテナ)、㉓大塚児童館（館内）、㉔千代田義務教育学校児童クラブ(防災コンテナ)、㉕歴史博物館研修施設（館内）

※霞ヶ浦学院(株)（防災倉庫・体育館）、体育センター（防災倉庫・防災コンテナ）、やまゆり保育所（防災コンテナ）、農村環境改善センターには倉庫のみが設置してある。

○指定避難所に設置する防災倉庫の規格

サイズ W2,234×D1,883.5×H2,473mm

床面積 4.10㎡（1.24坪）

○やまゆり館に設置する防災倉庫の規格

サイズ W3,580×D2,630×H2,320mm

床面積 9.55㎡（2.89坪）

○指定避難所に設置する防災コンテナの規格

サイズ W2.4×D3.7×H2.5mm

床面積 8.88㎡（2.69坪）

■資機材の内訳

【資器材保管場所】

千代田義務教育学校、霞ヶ浦コミュニティセンター、やまゆり館、下稲吉コミュニティセンター、ウエルネスプラザ、千代田コミュニティセンター、旧上佐谷小学校、旧七会小学校、下稲吉小学校、下稲吉中学校、下稲吉東小学校、霞ヶ浦南小学校、霞ヶ浦中学校、霞ヶ浦北小学校、志土庫コミュニティステーション、わかぐり運動公園、下大津コミュニティステーション

※以上の避難所のほか、霞ヶ浦学院(株)、体育センターにある倉庫にも以下の資機材が保管してある。

品目	在庫数	備考
段ボールパーテーション	2箱	
携帯トイレ	200回分	
投光機	2台	
工場扇（扇風機）	3台	
暖房機（石油ストーブ）	3台	
ラジオ	2台	
LEDランタン	5台	
LEDライト	10台	
アルカリ電池	一式	
カセットコンロ	2台	
カセットガス	6本	
食器セット	1箱	
発電機	1台	
ガソリン携帯缶	1缶	
ガソリン缶詰（1リットル）	12缶	
灯油缶詰（1リットル）	48缶	

千代田義務教育学校、霞ヶ浦コミュニティセンター、やまゆり館、ウエルネスプラザ、千代田コミュニティセンター、霞ヶ浦北小学校、安飾コミュニティステーション、牛渡コミュニティステーション、わかぐり運動公園

※上記の避難所のほか、霞ヶ浦学院(株)、体育センターにある倉庫にも以下の資機材が保管してある。

品目	在庫数	備考
段ボールパーテーション	10箱程度	
段ボールベッド	5～10箱	
避難マット	10～40枚	

※そのほか、防災キューブ（防災用パーテーション）は50個程度をウエルネスプラザ、千代田コミュニティセンター、下大津コミュニティステーションに保管してある。

## 【防災井戸】

霞ヶ浦北小学校、霞ヶ浦中学校、下稲吉中学校、下稲吉小学校、千代田義務教育学校、ウエルネスプラザ

### (4) 備蓄物資の整備

食糧等、生命に直接関わるものから優先的に整備することとし、財政負担を少なく管理の負担を低減するよう努め、かつ、効率的な備蓄に努めることとする。このため今後の整備にあたっては備蓄循環の考え方を取り入れていく。

令和15年度までに備蓄目標に沿って以下の備蓄量を達成するように努めるが、社会情勢やニーズの変化により適宜見直すこととする。

食糧及び飲料水等、一部の備蓄物資については、保存期限があるため、定期的に更新する必要がある。期限間近の物資については、市や地域の防災訓練等に活用することとし、この減数も考慮して算出し、備蓄率を以下のように算出した。

$$\text{備蓄率}[\%] = \text{備蓄数} \div \text{目標数} \times 100$$

※災害時に活用できる在庫や日用品を循環させながら備蓄するという意味で、日常的に消費する品目を多めに備蓄し、定期的に消費しながら補充する備蓄方法。

### ア 食糧・飲料水

品目	令和8年4月現在		令和15年度末	
	数量	備蓄率[%]	数量	備蓄率[%]
アルファ米 ビスケット クラッカー パン ラーメン うどん、パスタ	13,914	96.62%	14,400食	100%
粉ミルク 液体ミルク缶	■粉ミルク 6,254g 13g×200= 2,600g 14.5g× 252=3,654 g	525.31%	4,480g	100%

	■液体ミルク缶 240ml×72 = 17,280ml			
飲料水	5,116L ・ 96本 (500ml) ・ 2,534本 (2L)	35.52%	14,400 L	100%

### イ 生活必需品 及び ウ 資機材

品目	令和8年4月現在		令和15年度末	
	数量	備蓄率[%]	数量	備蓄率[%]
毛布	726枚	25.92%	2,800枚	100%
生理用品	1,344枚	138.1%	973枚	100%
使い捨て哺乳瓶	260個	162.5%	160個	100%
紙おむつ (子供)	292枚	36.5%	800枚	100%
(大人)	0枚	0%	160枚	100%
簡易トイレ 災害用仮設トイレ セット	・ 25台 ・ 29台 (※処理セット含む)	54台 103.84%	52台	100%
携帯トイレ (処理セット)	・ 9,016回 分	66.12%	13,635回	100%
トイレトイレット ペーパー	336巻	46.66%	720巻	100%
パーティション テント	487個  防災キューブ252個  段ボールパーティション194個  簡易間仕切り41個	84.11%	579張	100%
マスク	45,300枚	566.25%	8,000枚	100%
消毒液	18個	34.61%	52個	100%

※飲料水については、ろ水機を通すと飲用可能な防災井戸（6箇所：令和8年4月現在）があるので、実質の備蓄量は増える。

※全半壊により居住できなくなるものの、家屋から物を取り出すことができる場合がある。その際、生活必需品は必ず保有しているものと考え、ある程度備蓄率上昇が見込まれる。

## エ その他の資機材

避難所運営資機材・救助資機材については、生命に関わる食糧・飲料水・生活必需品を優先とし、その後、計画的に整備していくものとする。

品目	令和8年4月現在
土のう袋 (土入り)	1,600袋
ブルーシート	100枚
給水タンク	6個

## 3 市民・自主防災組織・事業所等による備蓄

### (1) 市民による備蓄

「自らの身の安全は自らが守る」ことが原則であるが、市民の備蓄量は十分ではない。以下にポイントと具体的な例を示しながら広報に努め、備蓄を促進する。

#### **“Point1：普段の食料品が備蓄品になる！”**

家庭における備蓄では、普段使っている食料品を買い置きしておき、賞味期限（消費期限）前に使用し、同様に買い足す方法で3日分の食糧等を備蓄することが十分可能である。

食料品を買い置く際は、お湯を加える程度の簡単な調理で済む食品があることが望ましい。

#### **“Point2：非常持出品はすぐ持ち出せるところに！”**

災害時に生活するために必要と考えられる物資については、リュックサック等にまとめて、すぐに持ち出せるように備えておく。（※非常用持ち出し袋：令和2年度市内全戸配布済み）

### “Point3：家庭にある資機材は避難所で活用！”

避難所では様々な備品・資機材が必要となるが、各家庭や地域で普段使っているもので役立つものが数多くある。（例：鍋・釜、バケツ、カセットコンロ、アウトドア用品、発電機、テント）

活用できそうなものを日ごろから確認しておき、避難所に持ち寄る。

家庭での備蓄品 (例)	・3日分の食糧・飲料水 (米、アルファ米、インスタント麺、缶詰、レトルト食品、乾麺等) ・毛布・寝袋等 ・トイレットペーパー ・燃料(卓上コンロ、ガスボンベ等) ・予備のメガネ、補聴器等 ・使い捨てカイロ ・マスク
非常持出品(例)	・非常食、飲料水 ・携帯トイレ ・貴重品 ・懐中電灯 ・携帯ラジオ ・乾電池 ・携帯電話の充電器 ・救急医薬品、お薬手帳 ・ヘルメット、軍手 ・ろうそく、ライター

### (2) 自主防災組織による備蓄

自主防災組織については、災害時に情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水等の活動を行う。

これらの活動については、市で交付する「かすみがうら市事業費助成型補助金等交付要綱第67条」等を活用し、備蓄に努めるよう促す。

### (3) 事業所等における備蓄

事業所等においても、市民と同様に防災の原則に基づき、従業員等の3日分の食糧等の備蓄を推進する。

また、集客施設においては従業員や利用者等の一斉帰宅を抑制するため、一定期間事業所に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄を促す。

## 4 協定による物資の調達

本市では、企業・自治体等とあらかじめ協定を締結し、災害時に必要な物資を速やかに調達できる体制を整備している。

流通備蓄に関する協定先については、食糧・飲料水・生活必需品・燃料等の物資の調達について市内外の業者と協定を締結している。

今後も、市の備蓄を補完することが可能な、早期に調達できる流通備蓄の確保に努め、協定先の拡充を図る。

災害時応援協定については、災害の状況、規模に応じた迅速な応援が期待できることから、様々な場所の自治体と協定を締結していく。

令和8年4月現在の協定締結状況は以下のとおりである。

#### 流通備蓄に関する協定締結先一覧（締結順）

協定名称	締結年月日	協定先
災害時における救援物資の提供に関する協定書	H22.2.4	利根コカ・コーラボトリング株式会社
災害時における救援物資の提供に関する協定書	H23.5.26	東網商事株式会社
災害時における救援物資の提供に関する協定書	H24.8.8	株式会社カスミ
災害時における救援物資の提供に関する協定書	H24.9.5	NPO 法人 コメリ災害対策センター
災害時における救援物資の提供に関する協定書	H26.1.30	株式会社アベックス
災害時における救援物資の提供に関する協定書	H26.5.29	株式会社 伊藤園
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	H26.6.18	いばらきコープ生活協同組合
災害時における救援物資の提供に関する協定書	H26.6.18	生活協同組合パルシステム茨城
<u>災害時における量の提供に関する協定</u>	<u>H27.9.29</u>	<u>「5日で5000枚の 約束。」プロジェクト</u>

		<u>ト実行委員会</u>
<u>災害時における歯科医療救護に関する協定</u>	<u>H27.12.17</u>	<u>石岡市歯科医師会</u>
<u>災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定書</u>	<u>H28.6.22</u>	<u>日立建機日本株式会社つくば営業所</u>
<u>かすみがうら市と大塚製薬株式会社との包括連携協定</u>	<u>R2.11.5</u>	<u>大塚製薬株式会社</u>
<u>災害時におけるレンタル資機材の供給に関する協定</u>	<u>R3.6.18</u>	<u>株式会社アクティオ</u>
<u>災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定</u> <u>かすみがうら市と一般社団法人ムービングハウス協会との包括連携協定</u>	<u>R3.6.21</u>	<u>一般社団法人</u> <u>ムービングハウス</u> <u>協会</u>
<u>災害時における物資供給に関する協定</u>	<u>R3.7.9</u>	<u>株式会社ナフコ</u>
<u>災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定</u>	<u>R3.11.22</u>	<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u>
<u>災害時における救援物資の提供に関する協定</u>	<u>R4.2.7</u>	<u>株式会社</u> <u>タカムラ産業</u>
<u>災害時におけるLPガスの供給等に関する協定</u>	<u>R4.7.1</u>	<u>一般社団法人</u> <u>茨城県高圧ガス保安協会</u>
<u>災害時における地図製品等の供給等に関する協定</u>	<u>R4.12.20</u>	<u>株式会社ゼンリン</u>
<u>災害時における無人航空機の運用による支援活動に関する協定</u>	<u>R5.3.23</u>	<u>ドローン産業株式会社</u>
<u>災害時における段ボール製品の提供等に関する協定</u>	<u>R5.8.22</u>	<u>三浦紙器工業株式会社</u>

災害時における応急対策業務に関する協定	R6.2.9	かすみがうら市建設業協会
災害時における燃料の供給に関する協定	R7.3.19	茨城県石油業協同組合土浦支部 茨城県石油業協同組合土浦支部かすみがうら部会
災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定	R7.3.24	一般社団法人 日本キッチンカー経営審議会

#### 災害時応援協定締結自治体一覧（締結順）

協定名称	締結年月日	協定先
災害時等の相互応援に関する協定	H6.4.1	県内全市町村
災害時における相互援助に関する協定	H7.11.1	板橋区、日光市、都留市、鴨川市、渋川市、桜川市、田上町、白河市、最上町、妙高市、高崎市、沼田市、尾花沢市

## 5 備蓄倉庫

### （1）備蓄方法

かすみがうら市では、令和8年4月現在、千代田庁舎と霞ヶ浦庁舎に防災倉庫があり、そのほか避難所である小中学校や公共施設の敷地に防災倉庫20箇所及び防災コンテナ18箇所を整備している。詳細は、以下に示す。

### （2）備蓄倉庫の整備計画

かすみがうら市では、令和8年4月現在、26カ所の避難所（やまゆり館む）を指定している中、新規指定の避難所には、備蓄倉庫を置いていない。よって、今後、資器材等の分散備蓄ができるように、計画的に防災コンテナや防災

倉庫、土のうステーション等を整備していく必要がある。

また、東日本大震災の教訓を活かし、備蓄物資をより効率的に運搬・配布できるようにするために、今後、既存の備蓄倉庫だけではなく、各避難所に設置してある防災物置の物資を補完・補充するとともに、他県や他市町村、企業・団体等からの支援物資の集積ハブ拠点として機能を果たす「集中備蓄倉庫」等についても検討をしていく必要がある。

【集積ハブ拠点としての集中備蓄倉庫の施設条件など】

- ・他県や企業・団体からの支援物資を効率よく集め、素早く被災地に送るための集積拠点として適している。
- ・常磐自動車道千代田石岡 I C や土浦北 I C など、物資の集積・搬送の利便性が高い。
- ・敷地が広く大型トラックやフォークリフトなどの使用も可能な施設である。

さらに、今後、備蓄品目、保管場所、その管理方法等を関係機関と調整・協議し、検討するものとする。

防災備蓄倉庫配備計画（案）

No.	区分	地区	フェーズ	設置場所	住所	所管課	防災倉庫 (YODOKO) の有無	設置時期							備考	
								R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9		R10以降
1		千	フェーズ1	千代田コミュニティセンター(旧志筑小学校)	中志筑2112	地域コミュニティ課	有									旧屋内運動場倉庫を活用する
2		千	フェーズ2	新治児童館	西野寺51-1	子育て支援課										
3		千	フェーズ2	千代田義務教育学校	上佐谷990	学校教育課	有	○								
4		千	フェーズ2	旧七会小学校	上佐谷1837	学校教育課	有									
5		千		旧七会小学校	上稲吉182-2	学校教育課	有									使用停止中
6		稲		下稲吉小学校	下稲吉1623-5	学校教育課	有	○								
7		稲		下稲吉中学校	下稲吉2273-2	学校教育課	有									新体育館に防災倉庫併設
8		稲		下稲吉東小学校	下稲吉2286	学校教育課	有	○								
9		霞		霞ヶ浦南小学校	深谷3360-1	学校教育課	有	○								
10		霞		霞ヶ浦中学校	深谷3398-2	学校教育課	有	○								
11		霞		霞ヶ浦北小学校、児童クラブ	下軽部1232	学校教育課 子育て支援課	有	○								
12		霞		志士庫コミュニティセンター (旧志士庫小学校 特別教室棟・食堂)	栄倉1594	地域コミュニティ課	有								◆	使用停止中
13		霞	フェーズ1	かすみがうらウエルネスプラザ	栄倉6462	健康増進課	有	○								体調不良者用避難所
14		千		わかぐり運動公園体育館	新治1813-2	生涯学習課	有	○								
15		霞	フェーズ1	霞ヶ浦コミュニティセンター(旧あじさい館)	深谷3719-1	地域コミュニティ課	有	○								使用停止中。フェーズ1はR8年10月～
16		稲	フェーズ3	下稲吉コミュニティセンター(旧働く女性の家)	稲吉3-15-67	地域コミュニティ課		○								
17		霞	フェーズ3	牛渡コミュニティセンター(旧牛渡地区公民館)	牛渡2862-3	地域コミュニティ課		○								
18		霞	フェーズ3	安飾コミュニティセンター(旧安飾地区公民館)	安食1075-1	地域コミュニティ課		○								
19		霞	フェーズ2	下大津コミュニティセンター(旧下大津地区公民館)	加茂4472	地域コミュニティ課	有		○							
20		稲		わかぐり保育所	下稲吉519-2	子育て支援課										◆
21		稲		大塚児童館(ふれあいセンター)	下稲吉1868-22	子育て支援課										◆
22		千		千代田義務教育学校児童クラブ	上佐谷990-74	子育て支援課			○							
23		千		第1常陸野公園 千代田B&G海洋センター体育館	中佐谷1252-8	生涯学習課										◆
24		霞	フェーズ1 フェーズ2	歴史博物館研修施設	坂1029-1	生涯学習課										フェーズ1はR8年9月迄、フェーズ2はR8年10月～
25		霞		かすみがうら市交流センター	坂4784	観光課										◆
26		稲		下稲吉ポケットパーク	下稲吉3229-1	都市整備課	有									
27		稲		稲吉南ポケットパーク	稲吉南1-3482-1	都市整備課	有									
28		福祉避難所	フェーズ1	やまゆり館	下稲吉2423-9	社会福祉課	有	○	○							要配慮者用避難所
							17	8	7	0	2	0	0	0	0	0

※防災倉庫(YODOKO)は、上記のほか、霞ヶ浦学院寮及び体育センター、旧安飾小学校に倉庫のみ設置してある。

※防災コンテナは、上記のほか、体育センター及び農村改善センター、やまゆり保育所に倉庫のみ設置してある。

## かすみがうら市備蓄計画

令和8年4月策定

発行：かすみがうら市

編集：かすみがうら市市民部環境防災課防災防犯担当

〒315-8512茨城県かすみがうら市上土田461番地

電話：0299-59-2111（代表）